

# 判定士だより



「判定士だより」は、神奈川の判定士に応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

目次	◆ 特集1 岩手・宮城内陸地震における応急危険度判定	・・・	1
	◆ 特集2 平成20年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	・・・	4
	◆ Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・	6
	◆ 協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・	8
	◆ インフォメーション	・・・	10



## 特集1 岩手・宮城内陸地震における応急危険度判定

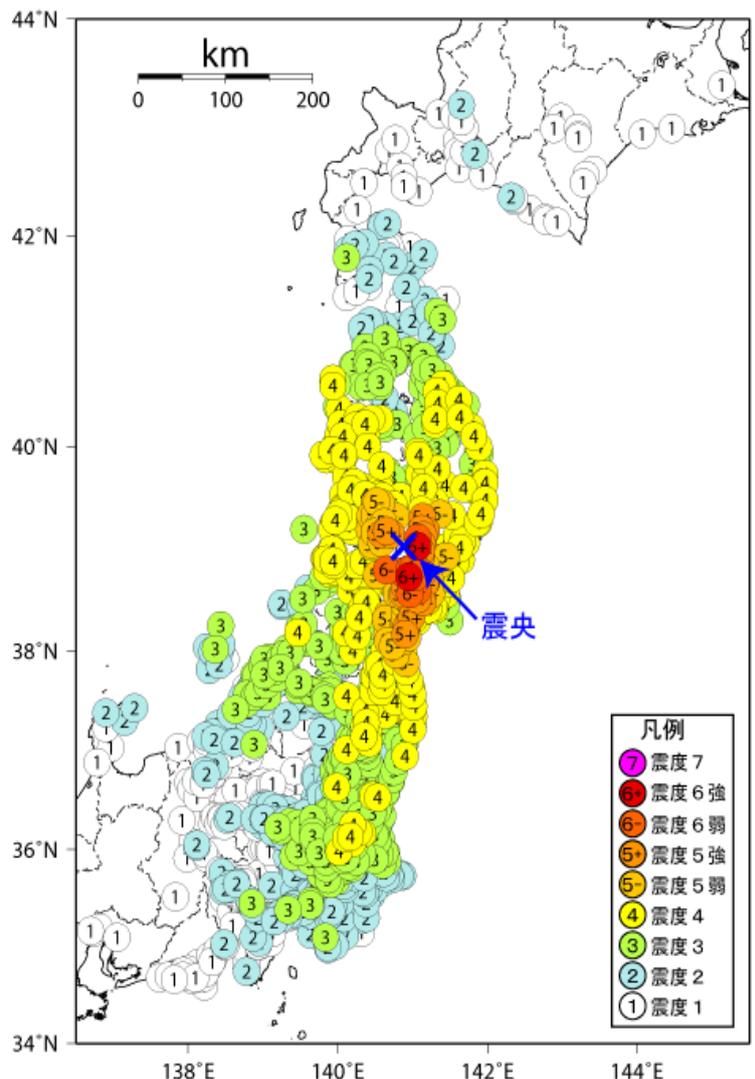
### 判定士活動について

平成20年6月14日、午前8時43分頃、岩手県内陸南部を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生しました。今回、この「岩手・宮城内陸地震」では、本県への応援判定士の派遣要請はありませんでしたが、現地での被災建築物の状況についてご紹介します。

国から、岩手・宮城両県に対し、住宅・建築物の被害状況の把握と応急危険度判定の実施準備を指示するとともに、東北地方整備局に対し、両県を支援する指示がなされました。結果、延べ624名で4,139棟の応急危険度判定が実施されました。

### 地震の概要

- 発生日時：平成20年6月14日 8時43分頃
  - 震源地：岩手県内陸南部
  - マグニチュード7.2
  - 震度6強（岩手県奥州市、宮城県栗原市）
  - 住家の被害状況（岩手県、宮城県ほか）  
（平成20年11月17日13時現在 消防庁調べ）
- |      |   |        |
|------|---|--------|
| 全壊   | ： | 33棟    |
| 半壊   | ： | 138棟   |
| 一部損壊 | ： | 2,181棟 |

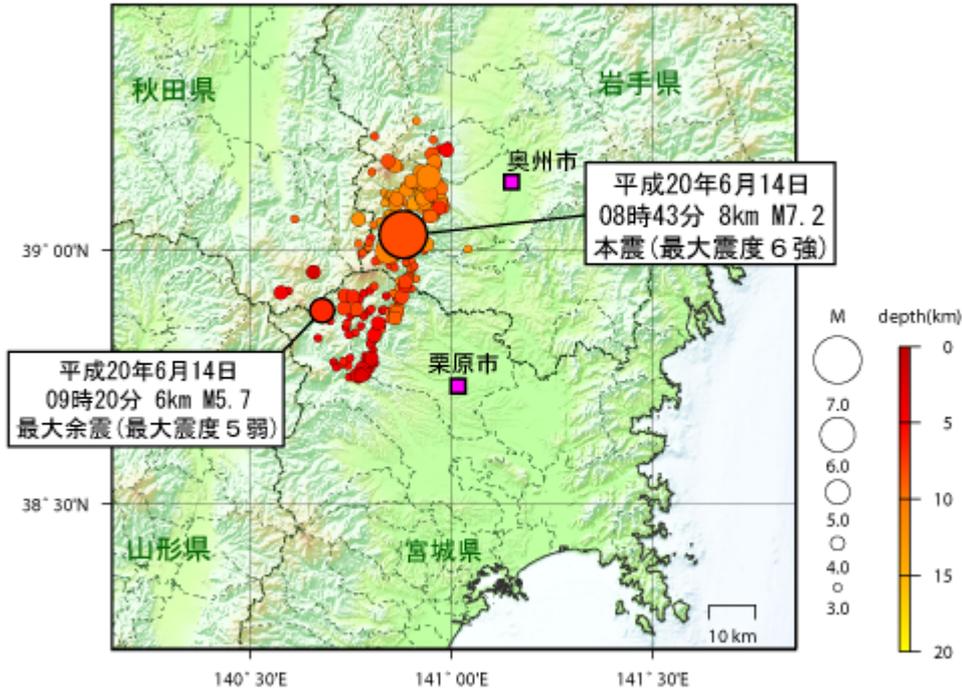


（気象庁 HP より）

# 震央分布図

平成20年7月18日12時現在

震央分布図（平成20年6月14日以降、深さ0～20km、M $\geq$ 3.0）



丸の大きさはマグニチュードの大きさ、色は震源の深さを表す。  
 地形データには国土地理院の数値地図50mメッシュ（標高）、数値地図25000（行政界・海岸線）  
 および日本海洋データセンターのJ-EGG500を使用。

（気象庁 HP より）

## 応急危険度判定実施概要

### （1）判定期間

岩手県 平成20年6月16日から20日（5日間）  
 宮城県 平成20年6月14日から23日（10日間）

### （2）判定士数

岩手県 149名                      宮城県 475名                      計 624名

### （3）判定結果

県名	市町村名	調査済み（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	計
岩手県	奥州市	812	249	45	1,106
	西和賀町	0	2	0	2
	一関市	22	22	9	53
	計	834	273	54	1,161
宮城県	栗原市	2,197	561	216	2,974
	美里町	0	3	1	4
	計	2,197	564	217	2,978
合計		3,031	837	271	4,139
率（%）		（73.3）	（20.2）	（6.5）	（100）

## 地震の特徴

- 強い震度の割には、倒壊や大破などの大きな建物被害は少なかったこと。
  - 山間部での大規模な斜面崩壊や橋、道路などの土木構造物への被害が多かったこと。
  - 震源地が山間部を中心に広範囲に広がっており、周辺には建物がそれほど多くなかったこと。
  - 地震動の周期特性として木造住宅の被害に大きな影響を及ぼすとされている周期1～2秒の周期成分が比較的少なかったこと。
- などが今回の地震の主な特徴とされています。

## 過去の判定実績との比較

○ 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降の主な地震における応急危険度判定実績は次のとおりです。

地震名	発生日時	判定期間	判定人数	判定棟数	判定結果		
					調査済	要注意	危険
兵庫県南部地震	H7.1.17	H7.1.18～ 2.9	6,468	46,610	30,832	9,302	6,476
薩摩地方震源地震	H9.3.26/5.13	H9.4.11/5.17/ 6.4～5	220	2,048	1,507	452	89
鳥取県西部地震	H12.10.6	H12.10.7～ 20	332	4,080	2,138	1,499	443
芸予地震	H13.3.24	H13.3.25～ 4.12	636	1,763	674	921	168
宮城県北部連続地震	H15.7.26	H15.7.27～ 8.3	743	7,245	3,804	2,181	1,260
新潟県中越地震	H16.10.23	H16.10.24～ 11.10	3,821	36,143	19,778	11,122	5,243
能登半島地震	H19.3.25	H19.3.25～ 3.30	391	7,600	4,800	1,571	1,229
新潟県中越沖地震	H19.7.16	H19.7.16～ 23	2,758	34,048	20,150	8,943	4,955
岩手・宮城内陸地震	H20.6.14	H20.6.14～ 23	624	4,139	3,031	837	271

## 被災状況写真



(栗駒文字地区 荒砥沢ダムの大崩落)



(栗駒沼倉地区 寸断された道路)



(栗駒沼耕英中・南地区 家屋の内部)



(花山地区 家屋の外観)

○ 上に掲載の写真4葉は、宮城県栗原市の承諾を得て、同市のHPから掲載しました。



# 平成 20 年度 応急危険度判定調査参集・模擬訓練

協議会では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

平成 20 年度は、昨年度と同様に非木造建築物を用いた模擬訓練を、厚木市内にある県営緑ヶ丘団地（PC造 2階）で実施し、民間判定士 3 2 名、行政職員判定士 3 6 名が参加したこの訓練の様子を紹介します。

## 判定調査参集・模擬訓練



供試体(建物①)



供試体(建物②)

### (1) 判定士の支援要請伝達訓練

平成 21 年 2 月 1 2 日に、厚木市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体を通じて、参加する判定士に参集場所、時間等を連絡し、応援の要請を行いました。

### (2) 判定士の参集

応援要請を受け、訓練に参加する判定士は、翌日の 2 月 1 3 日に厚木市立緑ヶ丘公民館に参集しました。



### (3) 受付

受付で、判定士の皆さんの**健康状態**を確認し、**判定手帳**と**腕章**を携帯しているかを確認し、受付簿に登録しました。



### (4) 判定作業事前説明

コーディネーターにより、**調査方法**や**判定作業**の注意事項について説明がありました。



### (5) 資機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、**2 人 1 組**で、判定会場へ**徒歩**で向かいました。



### (6) 判定作業

模擬訓練では、県営緑ヶ丘団地(PC造 2階)の 2 棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際の RC 造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

① 建物**概要の把握**  
(用途、構造、階数、建物寸法などを確認)

💡 地図上の位置は、2 人でしっかり確認しましょう。



② **落下危険物の調査・転倒危険物の調査**

💡 安全作業のため詳細調査の前に確認しましょう。



③ 隣接建物、**周囲地盤状況の把握**

💡 周囲の状況把握は、安全な判定作業をする上でも重要です。



④ **構造躯体の不同沈下の確認**

💡 傾斜した建物が、自重を支える能力があるかどうかを調査しましょう。



⑤ 損傷した壁の長さを調査

💡 調査を実施した壁の全長に対する割合を出します。



💡 今回のようなPC造における判定は、損傷度を調査する柱の本数を壁の長さ（枚数）に読み替えて判定することになります。実際の調査においては、調査率が50%以上となるよう調査してください。なお、調査を行う際は、被害が最大の階における損傷度を調査してください。

⑥ 調査結果のまとめ、コメントの記入  
⑦ 判定標識の貼付

💡 コメントは調査表と同じものを記入しましょう。



⑧ 調査機材の返却、報告  
⑨ 判定例の事後説明、講評  
⑩ 終了、解散



判定士の皆さん、大変お疲れ様でした。

判定結果の集計

◆ 判定結果集計表（平成21年2月13日 判定士—35組）

建築物名称	建 物 ①			建 物 ②		
想定判定結果	調査済（緑）			危険（赤）		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> <li>落下危険物、転倒危険物の有無</li> <li>損傷を受けている壁の有無</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>窓枠、窓ガラスの被害</li> <li>1階の耐力壁の総延長</li> <li>損傷度Ⅳ、Ⅴの耐力壁長</li> </ul>		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）
	18組	15組	2組	0組	0組	35組
判定士が貼付した標識の主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視上は支障なし</li> <li>PC造は壁構造と同様の構造形態であるので安全性が高い</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>壁の薄い部分が完全に破壊されていて危険</li> <li>下屋部分に倒壊する危険性がある</li> <li>スラブが浮いていて危険</li> </ul>		

訓練参加者の感想等

- 今回の供試体がPC造だったので興味深かった。
- 今後は木造やS造の訓練も行ってほしい。
- 講習会で学んだことがより実体として理解することができ、良い体験になった。
- いざというときに備えて、訓練をしておくことが大切であると感じた。
- 実際の現場では建物に近づいて判定ができるかどうか迷うところがあった。



総 評

- 建物①は、想定判定結果が「調査済（緑）」でしたが、窓枠やガラスの損傷がはげしかったことなどから、「要注意（黄）」や「危険（赤）」と判定をする組が半数近くあり、想定と評価に相違が出る結果となりました。
- 建物②は、損傷度Ⅴの壁の割合が多かったため、すべての組が「危険（赤）」の判定となり、想定との相違は見られませんでした。



# 講習会での質問等に対する回答

平成20年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問や過去に質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中（ ）内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

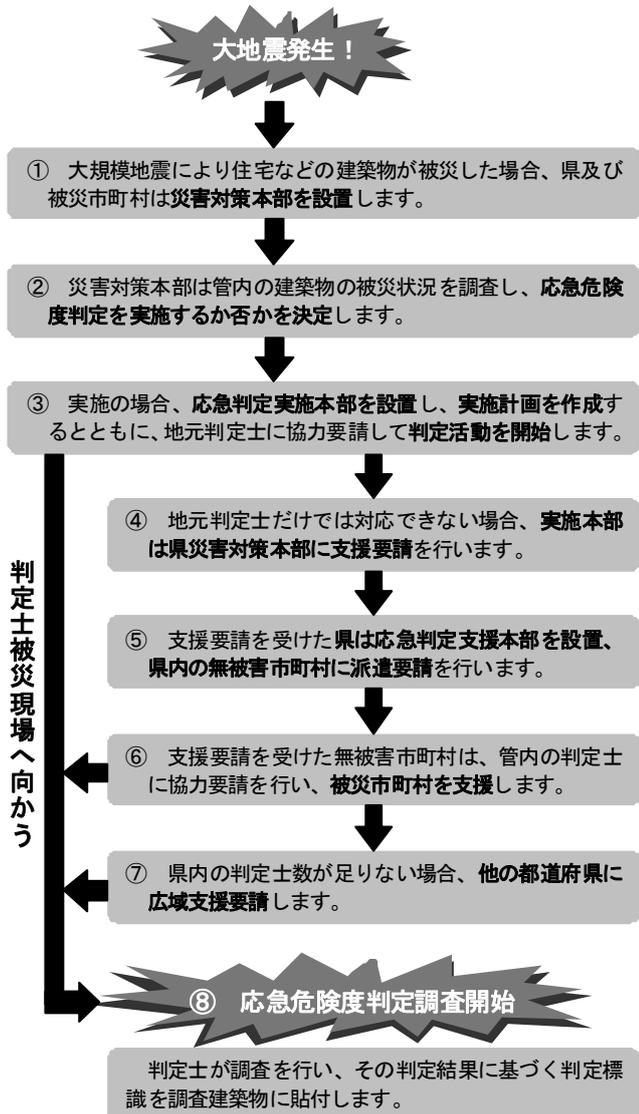


## 制度編（講習会、訓練、補償等）

**Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。**

**A-1** 「応急危険度判定」は地震発生の1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの中に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

◇ 判定の流れ



**Q-2 判定活動時の行動として交通費・宿泊費はどのようになるのか。**

**A-2** 自宅から参集場所までは実費ですが、参集場所から現地まで及び宿泊費等は災害対策本部の指示に従います。

**Q-3 判定士が被災地での活動中に事故が生じた場合の加入保険保障の内容についてどのようになるのか。**

**A-3** 判定士の応急危険度判定活動中等における万一の事故に備えて、事前に協議会が県内において判定活動を行う判定士に対して、天災危険担保特約付き傷害保険に加入しています。この保険の対象となる範囲は「行政側からの要請を受けた判定士が、判定を目的に活動する期間となります。

**Q-4 県内外に引越した場合はどうすればよいのか。**

**A-4** 居住地の支部に登録していただくことが原則になっておりますので、県内の転居の場合は変更届の提出により、居住地のある市町村の支部に登録されます。

また、**居住地や勤務地共に神奈川県外**となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、都道府県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

**Q-5 用具（リュック、作業着、判定用具、その他）の準備とその内容はどうか。**

**A-5** 協議会では、有事に備え判定資機材の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。

また、他県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、手帳のP21（P24）を参考に、持参できるものがあれば用意してください。



<p><b>Q-1</b> 実際に現地での対応のため、訓練を希望したいが。</p>	<p><b>Q-8</b> S造等でアスベスト使用の建物も多くあると思いますが、判定活動時の対応はどうすべきか。また、対応しているマスクは用意していただけるか。</p>
<p><b>A-1</b> 協議会では年1回模擬訓練を実施し、判定技術の向上を図っています。募集等の詳細については、協議会のホームページをご覧ください。また、判定士会の各支部事務局までお問い合わせください。</p>	<p><b>A-8</b> 昭和63年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われませんが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。 また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。</p>
<p><b>Q-2</b> 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いてよいのか。</p>	<p><b>Q-9</b> 調査2、及び調査3の大きい方で危険度判定をすることになっているが、調査3の看板、機器類でCランクになった場合、その建物を総合判定で危険とするのは現実的ではないように感じるが、どうか。</p>
<p><b>A-2</b> 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。</p>	<p><b>A-9</b> 応急危険度判定は二次災害を防ぐことを目的としているため、落下危険物が見られる場合、建築物に損傷がなくても危険と判定してください。同時に、その状況をコメント欄に記載し、落下危険物に近づかないよう周知をお願いします。</p>
<p><b>Q-3</b> 調査1で一見して危険と判定したら、調査2、3はやらなくてもよいのか。</p>	<p><b>Q-10</b> 要注意のケースで居住者から生活して良いか否か聞かれた場合の対応は。</p>
<p><b>A-3</b> 調査1で一見して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。</p>	<p><b>A-10</b> 手帳P23～P25(P27・P28)を参照し、判定士として、また、建築専門家として知識、経験を基に適切に回答してください。</p>
<p><b>Q-4</b> Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要があるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。</p>	<p><b>Q-11</b> 『罹災(りさい)証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。</p>
<p><b>A-4</b> 居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。</p>	<p><b>A-11</b> 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災(りさい)証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。</p>
<p><b>Q-5</b> 調査1、2、3の順番を、「1→3→2」としている理由は何か。</p>	<p><b>Q-12</b> 居住者より、判定内容と異なる標識の掲示を求められた場合、どのように対応すればよいのか。</p>
<p><b>A-5</b> 事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。</p>	<p><b>A-12</b> 判定は手帳記載の応急危険度判定表記入マニュアルにより行うことを説明し、判定結果を分かりやすく伝え理解を求めてください。判定と異なる標識の掲示は行わないでください。</p>
<p><b>Q-6</b> 判定結果の責任は本部が負うとあるが、判定のジャッジに迷うようなケースはどうすれば良いか。</p>	
<p><b>A-6</b> 判定の際のポイントは、手帳に記載してありますので、判定活動中は常時携帯し、迷うようなケースがあれば参考にしてください。また、判定活動は2人1組になって行いますので、両名でご相談の上判定していただければ判定内容が平準化すると思われれます。なお、協議会では実際の建築物を利用した模擬訓練を毎年実施していますので、経験を積むためにもご参加下さい。</p>	
<p><b>Q-7</b> 10階建以上、高さ31m以上の場合、判定基準はあるのか。</p>	
<p><b>A-7</b> 判定は、被害が最も大きいと判断される階について行います。ただし、高層ビルの場合でも、判定活動は目視可能な階において行ってください。</p>	

### 県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成20年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

#### 相模原市総合防災訓練

実施日：平成20年8月31日（日）  
場所：相模原市弥栄三丁目 淵野辺公園  
訓練内容：民間の応急危険度判定士22名及び市職員8名が参集し、受付、判定備品・資機材の引渡し後、仮設棟の建築パネルを被災建物と想定し判定調査を行いました。



#### 厚木市職員総合防災訓練

実施日：平成20年8月31日（日）  
場所：厚木北公民館及びその他4公民館  
訓練内容：市職員20名が参集し、受付、判定備品・資機材の引渡し後、公民館5箇所を被災建物と想定し、判定調査を行いました。



#### その他実施状況

##### 秦野市総合防災訓練

実施日：平成20年8月31日（日）  
場所：市内各避難所  
訓練内容：市職員及び民間判定士により、避難施設の応急危険度判定模擬訓練を実施

##### 茅ヶ崎市総合防災訓練

実施日：平成20年8月24日（日）  
場所：市立東海岸小学校  
訓練内容：校舎及び体育館を被災建物と想定し、応急危険度判定模擬訓練を実施

##### 平塚市総合防災訓練

実施日：平成20年8月30日（土）  
場所：15指定避難場所  
訓練内容：指定避難場所において応急危険度判定模擬訓練を実施。市職員8名による応急危険度判定活動のPRを実施

##### 関成町総合防災訓練

実施日：平成20年8月31日（日）  
場所：町内各避難所  
訓練内容：各避難施設を被災建物と想定し、応急危険度判定模擬訓練を実施

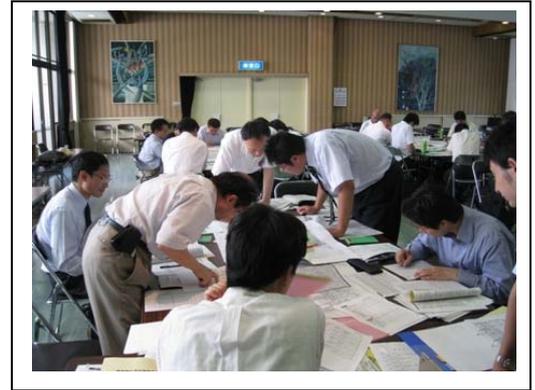
## コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方々のサポートをいたします。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成20年度は、想定地震を南関東地震とし、開催会場である平塚市及び藤沢市を対象地として、具体的な演習を下記のとおり計3回実施いたしました。



- ① 平成20年 8月29日（金）：平塚市勤労会館 （34名出席）
- ② 平成20年10月15日（水）：藤沢市総合防災センター（43名出席）
- ③ 平成20年11月19日（水）：藤沢市総合防災センター（39名出席）



## 応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。平成20年度も「新規登録者・更新者向け」として5回、「更新者向け」として2回の計7回開催し、新規受講者264名、更新者・聴講者454名、合計718名の方が受講いたしました。

平成21年度も同様に計7回の講習会を下記のとおり予定しています。

詳細内容については、協議会ホームページ等でご案内いたします。ぜひ受講してください。

開催日	開催地	対象者
① 平成21年 7月22日（水）	：横 浜（1）	「新規登録者・更新者向け」
② 平成21年 8月19日（水）	：横 浜（2）	「更新者向け」
③ 平成21年 9月中旬予定	：平 塚	「新規登録者・更新者向け」
④ 平成21年10月 9日（金）	：川 崎	「新規登録者・更新者向け」
⑤ 平成21年11月10日（火）	：藤 沢	「更新者向け」
⑥ 平成21年12月15日（火）	：横 浜（3）	「新規登録者・更新者向け」
⑦ 平成22年 1月20日（水）	：大 和	「新規登録者・更新者向け」

## 更新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5ヵ年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

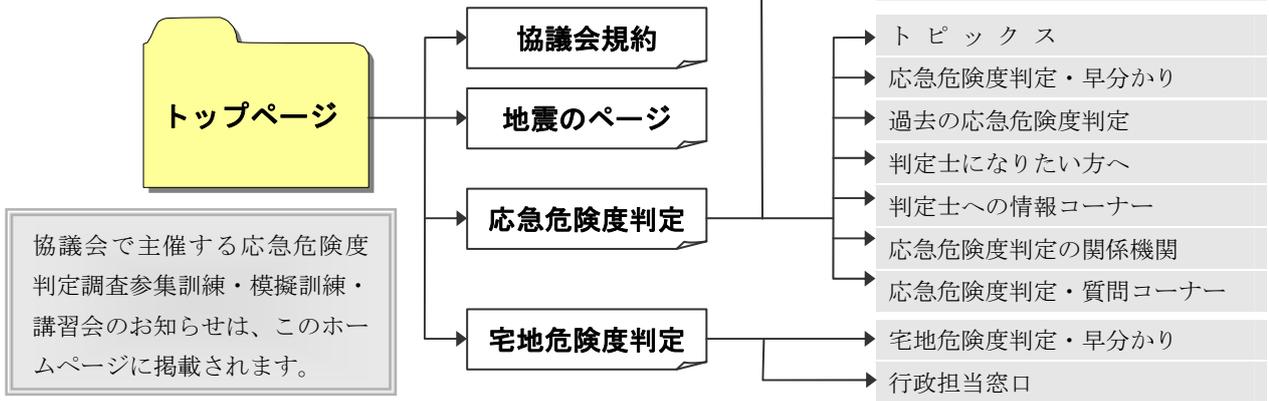
認定の有効期限が近づいた判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である**(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-4511）**にご連絡をお願いします。なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は協議会のホームページからダウンロードできます。

## 協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する**情報の公開**と判定士の方との**コミュニケーション**を目的にホームページ（HP）を開設しています。このHPは、「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々を対象にしています。また、「**宅地危険度判定**」制度についても紹介しています。

### ■HPの構成



協議会で主催する応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練・講習会のお知らせは、このホームページに掲載されます。

## Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方に**Eメールアドレスの登録**をお願いしています。判定士の方に**直接情報提供**を行っていくとともに、**災害時の協力要請の一つの手段**として活用していく予定です。まだ、登録率が低い状況ですので、ご協力をお願いします。登録の方法については、**ホームページ**をご覧ください。

## 居住地・勤務先等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、**神奈川県内在住または在勤**という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

### ■ 転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますし、この「判定士だより」もお手元に届かなくなりますので、「**変更届**」の提出をお願いします。

### ■ 県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、**居住地や勤務地共に神奈川県外**となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、**都道府県により資格要件が異なる**ことがありますのでご了承ください。

## 判定士だより

VOL-16 2009

- ◆発行日：平成21年3月19日
- ◆発行：
  - 神奈川県建築物震後対策推進協議会
  - (事務局) 神奈川県県土整備部建築指導課
  - 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
  - TEL 045-210-1111 (内線6257, 6258)
- ◆作成・編集：
  - 神奈川県建築物震後対策推進協議会
  - 応急危険度判定部会 広報分科会
  - 財団法人 神奈川県建築安全協会
  - 〒231-0004 横浜市中区元浜町3-21-2
  - TEL 045-212-4511

## 編集後記

昨年は中国四川大地震、岩手・宮城内陸地震など大きな地震が発生しました。岩手・宮城内陸地震においては、本県への派遣要請はありませんでしたが、624名の判定士が約4000棟の判定を行いました。

本県においても神奈川県西部地震、東海地震など影響が出ると思われる地震が周期的にいつ発生しても不思議でない状況にあります。判定士の皆さんには、地震が発生した場合、二次災害から貴重な人命を守るため重要な役割を担っていただくことになり、協議会では円滑な判定活動ができる体制を整備していきたいと考えています。

今後ともみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

(広報分科会主査市：川崎市)